## Ⅲ ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法(ダイ特法)第 26 条の規定に基づき,県内の大気,公共用水域(水質・底質),地下水及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を把握するための調査を実施した。

## 1 調査結果

県内の大気,公共用水域(水質・底質),地下水及び土壌について調査を実施した。

その結果,公共用水域(水質)で,44地点中2地点(山田川(行方市),一の瀬川(かすみがうら市))において環境基準を超過した。

5 + 10 4 + 10 1   10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
区分(単位)			地点数	調査結果	環境基準	超過地点 (濃 度)	参 考 H23
大気(pg-TEQ/m³)			10	0.0084~ 0.064	0.6	なし	なし
公共用水域	水 質 (pg-TEQ/L)	河川	38	$0.047 \sim 1.9$	1	山田川(1.3) 一の瀬川(1.9)	山 田 川
		湖沼	3	$0.18 \sim 0.32$			(1. 2)
		海域	3	$0.053 \sim 0.058$			宮 戸 川
							(1.6)
	底 質 (pg-TEQ/g)	河川	38	$0.19 \sim 76$	150	なし	
		湖沼	3	$0.25 \sim 25$			なし
		海域	3	$0.2 \sim 6.3$			
地下水(pg-TEQ/L)			22	$0.017 \sim 0.046$	1	なし	なし
十. 壤(pg-TEQ/g)			22	$0.033 \sim 36$	1,000	なし	なし

表1 調査結果の概要

## 2 山田川及び一の瀬川における超過原因

環境基準を超過した2河川において、流域の事業場調査等を実施した。

その結果.

- ・山田川流域には、ダイ特法に基づく特定施設を設置する事業場はなかった。
- ・一の瀬川流域には、ダイ特法に基づく特定施設を設置する事業場があったが、排水を公共用水域に放流していなかった。
- ・また、検出されたダイオキシン類は、いずれの場合も、過去に使用されていた農薬 (CNP、PCP等) に不純物として含まれていたダイオキシン類とほぼ同じ同族体組成比を示した。

これらのことから、山田川及び一の瀬川において基準を超過して検出された ダイオキシン類については、過去に使用されていた農薬由来と考えられる。

## 3 今後の対応

引き続き,河川等環境中のダイオキシン類による汚染の状況を把握するとと もに,事業場に対して規制基準の遵守や施設管理の指導を実施する。